

## 一般社団法人日本サステイナブルコミュニティ協会 会員規則

### (目的)

第1条 この規則は、一般社団法人日本サステイナブルコミュニティ協会（以下、「当法人」という）の入退会及び会費等について、当法人の定款の規定の下、必要な事項を定めることを目的とする。

### (資格)

第2条 当法人の会員として入会できる者は次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 当法人の目的に賛同し定款及びその他の規則を承諾した者
- (2) 虚偽や盗用等の不正な情報登録行為をしないこと等を宣誓した者
- (3) 理事会が承認した者

2 入会希望者が暴力団等反社会的勢力に所属又は関係していると認められるときには、入会審査を受け付けないものとする。

### (入会申込)

第3条 当法人に入会しようとする個人、法人又は団体は、所定の入会申込書及び誓約書に必要事項を記入し、申し込むものとする。

2 正会員として入会を希望する場合は、原則として当法人の正会員2社以上からの紹介状を入会申込書に添付して、申し込むものとする。賛助会員又は特別会員から正会員となることを希望する場合も、同様の手続きを必要とする。

3 正会員として申し込みをした場合でも、前第2項の正会員2社以上からの紹介状が無いときは、賛助会員として申し込むことができる。

4 入会申し込みをした者は、第5条に定める会費及び第6条に定める入会金を、入会申し込みが受理された後1ヶ月以内に、当法人の指定する金融機関の口座に納入しなければならない。

5 前第4項の納入確認及び理事会の承認をもって、入会手続きの完了とする。

### (退会)

第4条 退会は会員の自由意思とし、退会希望者は退会のための所要手続きを行い、随時退会できる。

### (会費)

第5条 会費は年会費とし、1カ年分の金額は次のとおりとする。ただし、初年度の会費は入会月により月割りの金額とする。なお、振り込み費用等は会員負担とする。

- (1) 正会員は、30万円
- (2) 賛助会員は、10万円
- (3) 特別会員は、無料

2 当法人の年度末までに退会の申し出が無い場合（すなわち会員継続の場合）は、当法人の年度初めから2ヶ月以内（すなわち5月末日迄）に当法人の指定する金融機関の口座に、前1項

で規定する会費を納入しなければならない。

- 3 特段の理由や通知が無く会費を1年以上未納にした場合は、退会したものとみなす。この場合であっても未納金支払の義務を負うものとする。
- 4 一旦納入された会費は、理由の如何を問わず返還しない。

#### (入会金)

第6条 入会金は、正会員及び賛助会員は10万円とし、特別会員は無料とする。

- 2 一旦納入された入会金は、理由の如何を問わず返還しない。

#### (特典)

第7条 会員は次の特典を受けることができる。

- (1) 当法人が発行する機関誌（メールマガジン）等の無料配布
- (2) 当法人が主催する勉強会、シンポジウム等の参加
- (3) その他

#### (会員の遵守事項)

第8条 当法人の会員は、第7条の特典を受けるにあたり、虚偽又は盗用等の不正情報を登録してはならない。これによって生じた損害等は当該会員がその一切を支弁する責務を負うものとする。

#### (会員資格の喪失)

第9条 会員は次の事由によってその資格を失い退会する。

- (1) 所定の退会手続を完了したとき
- (2) 入会申込書に、虚偽の記載、誤記、記入漏れのあったとき
- (3) 入会後に、暴力団等反社会的勢力に所属又は関係していると認められたとき
- (4) 会費納入期限を経過しても、会費の納入がないとき
- (5) 死亡したとき
- (6) 転居、行方不明など所在の知れないとき
- (7) 定款第10条に基づき、社員総会において、除名の決議がなされたとき

#### (免責事項)

第10条 当法人は、会員が第8条に示す遵守事項に基づいて行う情報の登録を認証するものであって、情報内容の妥当性、正確性、有用性を保証するものではない。また、当会が別に定める情報公開規則に基づいた情報公開により生じたいかなる損害についても責任を負わない。

#### (本規則の変更)

第11条 本規則を変更しようとするときは、理事会の決議を経なければならない。